

金融機関向け個人用火災総合保険

# 安心あっとホーム

安心の補償で  
わが家に  
スマイルを



この街と生きていく

火災保険のお申込みは信用金庫へ

**SHINKIN** 信用金庫

安心あつとホーム

## 大切なお住まいや家財の 万一に備えて充実の補償!

火災保険で補償されるのは  
火災だけと思っはいませんか?

火災以外の風災・水災などの自然災害や  
偶然な事故による損害にも安心あつとホームなら安心です。



火災保険、選んでますか?

「安心あつとホーム」なら  
大切なお住まいと家財を  
しっかり守ります!!

安心あつとホーム

## 地震にも備えたい!

地震保険がセットされますので、  
万一のときにも安心です。  
(ご希望により地震保険をセットしないご契約も可能です。)



安心あつとホーム

お住まいの急なトラブルに、  
便利なサービス

住まいの  
**助っ人くん**をご提供!

“カギ開け”や“配水管のつまり”等すぐに来て欲しい住まいのトラブルに、専門スタッフを手配します。

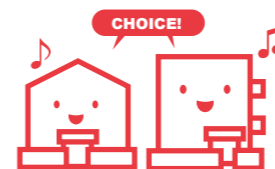


安心あつとホーム

## わが家にあった 補償プランを選びたい!

お住まいにあわせて、  
最適な補償範囲を選べます。

戸建プランとマンションプランをご用意しております。



### 用語説明

#### 【再調達価額】

保険契約の対象である建物または家財と同等の物を新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。

#### 【協定再調達価額】

建物について、保険契約の対象と同等の建物を再築・再取得するために必要な額を基準として、保険会社と保険契約者との間で評価し、協定した金額をいいます。

#### 【保険の対象】

火災保険をつける対象のことで、建物または家財がこれにあたります。

#### 【保険金額】

保険事故が発生した場合に保険会社がお支払いする保険金の限度額で、保険契約に際して、協定再調達価額または再調達価額を基準として保険会社と保険契約者との間で定めた金額(ご契約金額)をいいます。

#### 【全損】

保険の対象が完全に滅失した場合や、修理回収に要する費用が再調達価額または時価額以上となるような場合のことをいいます。

#### 【被保険者】

保険事故が発生した場合に損害を被られた方、すなわち保険契約によって保険の補償を受けられる方をいいます。

### もくじ

|                  |     |
|------------------|-----|
| 安心あつとホームの特長      | P3  |
| 戸建プラン            | P5  |
| マンションプラン         | P7  |
| 主な特約(オプション)      | P9  |
| 知っていましたか? こんなこと  | P9  |
| 地震保険のおすすめ        | P11 |
| ご契約時にご確認いただきたいこと | P12 |
| 安心あつとホームの詳しい補償内容 | P13 |



特長  
その1

## 自然災害をはじめ幅広い安心を提供します!

「安心あっとホーム」では、火災保険をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りします。

### 24時間万全の補償で安心をご提供します。

|    |                        |                      |                   |
|----|------------------------|----------------------|-------------------|
| 火災 | 落雷                     | 破裂・爆発                | 風災、ひょう災、雪災        |
| 水災 | 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突     | 水濡れ                  | 騒じょう・集団行動等に伴う暴力行為 |
| 盗難 | その他不測かつ突発的な事故(破損・汚損など) | さらに補償を拡げるオプション(各種特約) |                   |

ひとまわり大きな安心をプラス

セットできるオプション(各種特約)はP9をご参照ください。

特長  
その2

〈建物を協定再調達価額でご契約いただいた場合〉

## ご契約時の保険金額を限度に、損害額を全額補償!



ご契約時に適正に評価

5年後



全焼

**安心あっとホーム**  
個人用火災総合保険(評価済保険)ではご契約時の評価額に基づき、保険金をお支払いしますので、保険金額を限度に全額を補償します。



従来の火災保険\*は…  
保険金のお支払い時に再度評価するため、事故発生時(再評価時)の物価変動などにより、ご契約時の保険金額の全額が補償されない場合があります。



●個人用火災総合保険では、建物に「評価済保険」を導入します。この「評価済保険」では、ご契約時に建物の再調達価額を適正に評価した上で、その評価額の10%以上かつその評価額の範囲内で保険金額を設定します。

●保険金のお支払い時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いしますので、全損時には保険金額がそのまま受取保険金となります。(自己負担額は差し引かれます。)

※保険期間が5年を超えるご契約には、「保険金額調整等に関する追加特約」がセットされ、将来の物価が5%を超えて下落した場合は、保険金額の調整について保険会社からお客さまにご案内します。

\*従来の火災保険とは、共栄火災の住宅総合保険等をいいます。

特長  
その3

## わかりやすい保険金のお支払いを実現!

「安心あっとホーム」では、保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額を全額お支払いすることで、従来の火災保険\*にありましたお支払いのわかりにくさを解消しました。

$$\text{損害額} - \text{自己負担額}^* = \text{損害保険金}$$

※自己負担額は「なし(0円)」、「1万円」、「3万円」、「5万円」、「10万円」から選べます。

「従来の火災保険」\*では、損害の程度によっては損害が補償されないなど、わかりにくいお支払いとなるケースがありました。たとえば、「風災、ひょう災、雪災」による損害が発生した場合…

●損害額が20万円未満の場合→保険金をお支払いすることができません。

●損害額が20万円以上の場合→保険金をお支払いします。

\*従来の火災保険とは、共栄火災の住宅総合保険等をいいます。

特長  
その4

## いざという時、頼りになる



「安心あっとホーム」にご契約いただくと無料でご利用できます。

24時間・365日無料でご駆けつけます。

カギ開け・配水管のつまり等、すぐに来てほしい「住まいのトラブル」に専門のスタッフを手配します。

| サービス内容(概要) |   |
|------------|---|
| カギのトラブル    | サービスの対象となる建物(専有部分)の玄関のカギの紛失時など、一般的な住宅のかぎの解錠・破錠作業を無料で行います。<br>●一般住宅カギの解錠(特殊工具による解錠)<br>●一般住宅カギの破錠(シリンダー部分の破壊による開放)<br>●中折れしたカギや異物の除去<br>●その他(カギが回らないなど)の対応 など                  |
| 水まわりのトラブル  | サービスの対象となる建物内(専有部分)の水まわりトラブル時に、作業時間30分程度で特殊作業を必要としない応急修理を無料で行います。<br>●蛇口からの水漏れ応急修理、パッキン交換<br>●トイレ、排水口の詰まり除去 など<br><br>※部品交換が必要な場合や30分程度の応急修理を超える特殊作業を必要とする場合は、お客さまの実費負担となります。 |

### サービスの提供条件

「安心あっとホーム」のご契約者(契約者と同居の親族を含みます。)に対して、事前に専用ダイヤルにお電話いただきオペレーターが手配したものに限り、サービスを提供します。  
なお、専用ダイヤルにお電話いただいた際には、オペレーターが保険証券番号または契約者名を確認させていただき、「安心あっとホーム」のご契約者であるかの確認をさせていただきます。

### サービスの対象となる建物

「安心あっとホーム」のご契約者の住居部分(マンション等の共有部分、公的部分\*は含みません。)に限りです。  
※公的部分とは、市町村等が所有する水道管・下水管等をいいます。

### サービスの利用可能期間など

無料サービスのご利用は、1年につき1回に限りです。

### その他

- 一部(離島)地域によっては、本サービスをご提供できない場合があります。
- 地域によっては、現場急行に時間を要する場合があります。
- 今後、サービス内容が予告なく変更される場合や利用を制限させていただく場合があります。



# 戸建プラン

保険の対象を「建物(戸建)または家財」とする場合

補償のニーズに合わせたプランからお選びいただけます。

建物と家財

建物のみ

## 保険期間

最長36年まで  
(ご契約条件と保険料  
払込方法によって異  
なります。)

## 損害保険金の補償内容 (ご希望の補償範囲に応じて4つの契約プランを ご用意しました。)

補償内容

選べる

契約プラン

1型

2型

3型

4型

| 補償内容 | 1 火災 | 2 落雷 | 3 破裂・爆発 | 4 風災、ひょう災、雪災 | 5 水災 <sup>※1</sup> | 6 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突 | 7 水濡れ <sup>※2</sup> | 8 騒じょう・集団行動等に伴う暴力行為 | 9 盗難 <sup>※3</sup> | 10 その他不測かつ突発的な事故 <sup>※4</sup><br>(破損・汚損など) |
|------|------|------|---------|--------------|--------------------|----------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---|
| 1型   | ○    | ○    | ○       | ○            | ○                  | ○                    | ○                   | ○                   | ○                  |   |
| 2型   | ○    | ○    | ○       | ○            | ○                  | ○                    | ○                   | ×                   | 補償されません            |   |
| 3型   | ○    | ○    | ○       | ○            | ○                  | ×                    | 補償されません             | ×                   | 補償されません            |   |
| 4型   | ○    | ○    | ○       | ○            | ×                  | ×                    | 補償されません             | ×                   | 補償されません            |   |

選べる

## 自己負担額

自己負担額とは



左記の補償に対する損害は、上記の算式によって損害保険金をお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。

**自己負担額なし(0円)を選択した場合のご注意**

自己負担額なし(0円)を選択した場合でも「10 その他 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)」の自己負担額は1万円となります。

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| なし(0円) <sup>*</sup> | 1万円 <sup>*</sup> |
| 3万円                 | 5万円              |
| 10万円                |                  |

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| なし(0円) <sup>*</sup> | 1万円 <sup>*</sup> |
| 3万円                 | 5万円              |
| 10万円                |                  |

|      |     |
|------|-----|
| 3万円  | 5万円 |
| 10万円 |     |

\*臨時費用保険金なしを選択された場合は、自己負担額なし(0円)または、1万円を選択することはできません。

## 費用保険金の補償内容

全プラン共通で自動的にセットされる各種費用の補償です。



### 地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。



### 残存物取片づけ費用保険金

損害保険金を支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で実際にかかった費用をお支払いします。



### 水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません。) 補償の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。



### 損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

任意にお選びいただけます。



### 臨時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。【支払割合・限度額が選べます。】

|                       |                       |           |
|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 損害保険金×30%<br>限度額300万円 | 損害保険金×30%<br>限度額100万円 | 臨時費用保険金なし |
| 損害保険金×20%<br>限度額100万円 | 損害保険金×10%<br>限度額100万円 |           |

守心あっとホームにセットされます。  
(ご希望によりセットしないご契約も可能です。)

さらに

## 地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

詳しくは P11へ

## 説明文

### 5 水災<sup>※1</sup>

次のいずれかの場合に補償します。  
①建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害を受けた場合、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害を受けた場合  
②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害を受けた場合

### 7 水濡れ<sup>※2</sup>

給排水設備の事故または他の戸室に生じた事故による水濡れ損害を補償します。

### 9 盗難<sup>※3</sup>

次のいずれかの場合に補償します。  
①建物の盗取・汚損・損傷(建物を対象とした場合)  
②家財の盗取・汚損・損傷(家財を対象とした場合)  
③現金・預貯金証書等の盗難(家財を対象とした場合)

### 10 その他不測かつ突発的な事故<sup>※4</sup>

誤って自宅の壁を壊した場合など、①~⑨以外の不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)による損害を補償します。

保険金をお支払いできない主な場合はP13~14をご参照ください。



# マンションプラン

保険の対象を「建物(マンション戸室・マンション一棟)または家財」とする場合

補償のニーズに合わせたプランからお選びいただけます。

建物と家財

建物のみ

## 保険期間

最長36年まで  
(ご契約条件と保険料  
払込方法によって異  
なります。)

## マンションプランをお選びいただく場合のご注意

マンションプランをお選びいただくことができるのは、コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物または耐火建築物に該当する共同住宅となります。

## 損害保険金の補償内容 (ご希望の補償範囲に応じて6つの契約プランをご用意しました。)

補償内容

選べる

契約プラン

1型

5型

2型

6型

3型

4型

|    | 1<br>火災 | 2<br>落雷 | 3<br>破裂・爆発 | 4<br>風災、<br>ひょう災、<br>雪災 | 5<br>水災 <sup>※1</sup> | 6<br>建物外部<br>からの物体の落下、<br>飛来、衝突 | 7<br>水濡れ <sup>※2</sup> | 8<br>騒じょう・<br>集団行動<br>等に伴う<br>暴力行為 | 9<br>盗難 <sup>※3</sup> | 10<br>その他<br>不測かつ<br>突発的な<br>事故 <sup>※4</sup><br>(破損・汚損など) |
|----|---------|---------|------------|-------------------------|-----------------------|---------------------------------|------------------------|------------------------------------|-----------------------|--|
| 1型 | ○       | ○       | ○          | ○                       | ○                     | ○                               | ○                      | ○                                  | ○                     |  |
| 5型 | ○       | ○       | ○          | ○                       | × 補償されません             | ○                               | ○                      | ○                                  | ○                     |  |
| 2型 | ○       | ○       | ○          | ○                       | ○                     | ○                               | ○                      | ○                                  | × 補償されません             |  |
| 6型 | ○       | ○       | ○          | ○                       | × 補償されません             | ○                               | ○                      | ○                                  | × 補償されません             |  |
| 3型 | ○       | ○       | ○          | ○                       | ○                     | ○                               | × 補償されません              | ○                                  | × 補償されません             |  |
| 4型 | ○       | ○       | ○          | ○                       | × 補償されません             | ○                               | × 補償されません              | ○                                  | × 補償されません             |  |

選べる

## 自己負担額

自己負担額とは

$$\text{損害額} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

左記の補償に対する損害は、上記の算式によって損害保険金をお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。

**自己負担額なし(0円)を選択した場合のご注意**

自己負担額なし(0円)を選択した場合でも「10 その他 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)」の自己負担額は1万円となります。

なし(0円)\* 1万円\* 3万円  
5万円 10万円

なし(0円)\* 1万円\* 3万円  
5万円 10万円

なし(0円)\* 1万円\* 3万円  
5万円 10万円

なし(0円)\* 1万円\* 3万円  
5万円 10万円

\*臨時費用保険金なしを選択された場合は、自己負担額なし(0円)または、1万円を選択することはできません。

## 費用保険金の補償内容

全プラン共通で自動的にセットされる各種費用の補償です。



### 地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。



### 残存物取片づけ費用保険金

損害保険金で支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で実際にかかった費用をお支払いします。



### 水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみが生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管は含まれません) 補償の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。



### 損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

任意にお選びいただけます。



### 臨時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。  
【支払割合・限度額が選べます。】

|                       |                       |               |
|-----------------------|-----------------------|---------------|
| 損害保険金×30%<br>限度額300万円 | 損害保険金×30%<br>限度額100万円 | 臨時費用保険金<br>なし |
| 損害保険金×20%<br>限度額100万円 | 損害保険金×10%<br>限度額100万円 |               |

安心あっとホームにセットされます。  
(ご希望によりセットしないご契約も可能です。)

さらに

## 地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

詳しくは P11へ

## 説明文

### 5 水災 (台風・暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ等による水災による損害)

次のいずれかの場合に補償します。  
①建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害を受けた場合、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害を受けた場合  
②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害を受けた場合

### 7 水濡れ

給排水設備の事故または他の戸室に生じた事故による水濡れ損害を補償します。

### 9 盗難

次のいずれかの場合に補償します。  
①建物の盗取・汚損・損傷(建物を対象とした場合)  
②家財の盗取・汚損・損傷(家財を対象とした場合)  
③現金・預貯金証書等の盗難(家財を対象とした場合)

### 10 その他不測かつ突発的な事故

誤って自宅の壁を壊した場合など、①~⑨以外の不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)による損害を補償します。

保険金をお支払いできない主な場合はP13~14をご参照ください。

ひとまわり大きな安心をプラス！ **主な特約(オプション)** さらに充実した補償プランもお選びいただけます。

**日常生活上の賠償責任が心配な方へ**  
**個人賠償責任特約**

次のような偶然な事故により他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担し、損害を被った場合に保険金をお支払いします。

- 保険証券記載の被保険者 居住の住宅の所有、使用または管理に起因する事故
  - 被保険者の日常生活に起因する事故
- ※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。  
※国内外の事故にかかわらず補償します。



**ご近所付き合いを円滑にするために**  
**類焼損害特約**

お住まいからの失火でお隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、お隣の住宅や家財を補償する特約です。



※このオプションによってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。通常、隣家の方はこの保険契約の内容をご存じないため、事故が発生した際、ご契約者さまから、この保険内容をお伝えいただくとともに、保険会社へ類焼損害の発生をご通知いただくなどのお手続きが必要となります。

**持ち出した家財の損害などが心配な方へ**  
**携行品損害特約(自己負担額1万円)**

保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細については、代理店または保険会社までお問い合わせください。



※保険の対象に家財が含まれる場合に限り、  
※国内外の事故にかかわらず補償します。

**業務上の賠償責任が心配な方へ**  
**施設賠償責任特約**

日本国内において発生した次のような偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。

- 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故
- 被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故



※対象業種は、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業に限ります。  
※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

**大家さんへ**  
**家賃収入特約**

他人に貸している住宅が火災などにより損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

※保険の対象に建物が含まれる場合に限り、

※ご契約いただく条件などによっては、前記の特約をセットしていただけない場合もございます。なお、複数のご契約に前記特約をセットした場合、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。  
各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細については、代理店または保険会社までお問い合わせください。

**割引制度**

**長期分割割引がございました。割引の詳細は代理店または保険会社にお問い合わせください。**

**知っていましたか？こんなこと**

**家財には建物とは別に保険をつけなければ補償されません。**

家具や家電製品などは、建物とは別に「家財」を対象として保険をつけなければ損害を受けても保険金のお支払いができません。世帯主の年齢や家族構成などを基準に保険金額を設定してください。



※家財には、自動車、総排気量が125ccを超える自動二輪車、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等は含まれません。ただし、通貨、預貯金証書、印紙、切手および乗車券等は、盗難の場合のみ補償の対象となります。

**標準的な家庭の家財価額表(家財の再調達価額の目安)**

(平成22年1月現在)

| 世帯主の年齢     | 1名    |         | 2名      |         | 3名      |      | 4名 |      | 5名 |      |
|------------|-------|---------|---------|---------|---------|------|----|------|----|------|
|            | 独身世帯  | 夫婦      | 夫婦      | 子供1名    | 夫婦      | 子供2名 | 夫婦 | 子供3名 | 夫婦 | 子供3名 |
| 28歳未満      | 310万円 | 540万円   | 620万円   | 700万円   | 800万円   |      |    |      |    |      |
| 28歳以上33歳未満 |       | 730万円   | 830万円   | 890万円   | 990万円   |      |    |      |    |      |
| 33歳以上38歳未満 |       | 1,040万円 | 1,130万円 | 1,190万円 | 1,310万円 |      |    |      |    |      |
| 38歳以上43歳未満 |       | 1,260万円 | 1,360万円 | 1,440万円 | 1,540万円 |      |    |      |    |      |
| 43歳以上48歳未満 |       | 1,440万円 | 1,540万円 | 1,600万円 | 1,710万円 |      |    |      |    |      |
| 48歳以上      |       | 1,530万円 | 1,620万円 | 1,680万円 | 1,790万円 |      |    |      |    |      |

**家財にはお申し込みの際に申告いただかなければ、補償されないものもあります。**



宝石・貴金属・書画・彫刻その他の美術品などで1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書類などの明記物件は、保険証券に明記しなければ補償の対象になりません。必ず、ご申告ください。

(注)明記物件のうち、宝石・貴金属・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものについては、保険証券に明記し忘れた場合でも、保険期間を通じて1回に限り、1個または1組につき30万円を限度として補償の対象となります(300万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)。なお、事故が生じた後は、明記し忘れた明記物件を遅滞なく保険証券に明記する手続きが必要となります。

**保険金額の設定にあたっては、『保険の対象』について、再調達価額ベースで適正に評価を行う必要があります。**

| 保険金額の設定方法(「新価・実損払」契約の場合)   | ポイント  |
|--|---|
| <p>■「建物」の場合</p> <p>①「建物」の再調達価額基準の評価額を、お客さまと保険会社との間で「協定再調達価額(新価評価額)」として取り決めます。</p> <p>②①の「協定再調達価額」の範囲内で、任意に「建物」の保険金額を設定します。ただし、①の協定再調達価額の10%に相当する額を下回る保険金額の設定はできません。</p> <p>■「家財」の場合</p> <p>※1個または1組の価額が30万円を超える宝石・貴金属等(明記物件)は、保険証券に明記して家財に含めます。</p> <p>①「明記物件」以外の「家財一式」の再調達価額基準の評価額を算出します。<br/>※家財一式の再調達価額の目安につきましては、左記の、参考「標準的な家庭の家財価額表」をご参照ください。</p> <p>②「明記物件」を保険の対象に含める場合は、その時価額基準の評価額を算出します。</p> <p>③「明記物件」を保険の対象に含める場合は、①の評価額と②の評価額の合計額の範囲内で、任意に保険金額を設定します。ただし、②の評価額を下回る保険金額の設定はできません。</p> <p>④「明記物件」を保険の対象に含めない場合は、①の評価額の範囲内で任意に保険金額を設定します。</p> | <p>■「建物」については、「評価済保険」となり、事故時に再評価を行いません。なお、保険期間が5年を超える長期契約の場合は、「保険金額調整等に関する追加特約」が自動セットされ、物価変動率が5%超のマイナスとなった場合は、保険金額の調整について保険会社からお客さまへご案内します。</p> <p>■「家財」については、事故時に再評価を行います。</p> <p>■この契約方式は「実損払」ですが、左記の評価額を下回って保険金額を設定した場合は、保険の対象が全焼・全壊等となり、自己負担額がなし(0円)のときでも、保険金だけでは同等のものを再築・再取得ができないことがあります。建物については協定再調達価額、家財については評価額に基づき、それぞれ過不足なく保険金額を設定することをおすすめします。</p> |

**地震保険をつけていないと、地震が原因の火災ではお見舞金(地震火災費用保険金)しか支払われません。**

地震保険に入っていれば…



地震保険にご加入された場合、地震保険の保険料は地震保険料控除の対象となります。(平成19年1月より)

**だから**  
地震保険をお申し込みになっていない場合は、地震・噴火・津波による損壊・埋没などの損害や、地震による火災・延焼損害に対して保険金がお支払いできません。地震保険をセットしてご契約いただくことをおすすめします。

|     | 払込保険料     | 保険料控除額    |
|-----|-----------|-----------|
| 所得税 | 50,000円以下 | 払込保険料全額   |
|     | 50,000円超  | 50,000円   |
| 住民税 | 50,000円以下 | 払込保険料×1/2 |
|     | 50,000円超  | 25,000円   |

# 地震保険のおすすめ

地震保険はセットとなりますが、ご希望によりセットしないご契約も可能です。

## 1 補償内容

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

**お支払い例**

地震で火災が発生し家が焼けた

地震で建物が倒壊した

津波により家が流された

「安心あっとホーム」では、地震保険をセットしないと…

①地震による火災(およびその延焼・拡大損害)によって生じた損害

②火災(発生原因の如何を問いません)が地震等によって延焼・拡大したことによって生じた損害

はいずれも補償の対象となりません。

**お支払いできない主な例**

- 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- 戦争、内乱などによる事故
- 地震等の際における紛失または盗難
- 地震などが発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた事故等

## 2 お支払金額

| 損害の程度 | 建物                         | 家財                         | 全損  | 半損   | 一部損  |
|-------|----------------------------|----------------------------|---|--|--|
| 建物    | 建物の地震保険金額の100% (時価額が限度)    | 家財の地震保険金額の100% (時価額が限度)    | 地震等により損害を受け、①主要構造部(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合 | 地震等により損害を受け、①主要構造部(前記に同じ)の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合 | 地震等により損害を受け、①主要構造部(前記に同じ)の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または②建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合 |
|       | 建物の地震保険金額の50% (時価額の50%が限度) | 家財の地震保険金額の50% (時価額の50%が限度) |   |  |  |
|       | 建物の地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)   | 家財の地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)   | 地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の80%以上となった場合   | 地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の30%以上80%未満となった場合   | 地震等により損害を受け、損害の額がその家財の時価額の10%以上30%未満となった場合   |

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円\*を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円\*の割合によって削減されることがあります。

\* 総支払限度額は、平成22年1月1日現在のものです。なお、総支払限度額は今後法令により変更される場合があります。

## 3 ご加入にあたって

**ご契約の対象**  
 居住用の建物…住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。  
 家財…ただし、通貨、預貯金証書、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は含まれません。

### 地震保険の保険金額

建物・家財ごとに「安心あっとホーム」の保険金額の30%~50%に相当する額の範囲内で、地震保険の保険金額を定めていただきます。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。(地震保険に2契約以上加入されている場合は保険金額を合算して上記限度額を適用します。)

※家財のうち、明記物件は地震保険の対象となりませんので、明記物件の保険金額を合算する前の家財の保険金額に基づき、地震保険の保険金額を定めていただきます。

### 地震保険のお申し込み

**地震保険だけではご契約できません。**

「安心あっとホーム」にセットして地震保険をお申し込みください。「安心あっとホーム」のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、「安心あっとホーム」のご契約期間中の途中から地震保険をご契約いただくことができますので、ご希望される場合には、代理店または保険会社にお問い合わせください。

### 地震保険の割引制度について

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間について適用されます。

- ①免震建築物割引:30%  
住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合
  - ②耐震等級割引:10~30%  
●住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合  
●国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合
  - ③耐震診断割引:10%  
地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合
  - ④建築年割引:10%  
昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合
- (注)上記①~④の割引は重複して適用を受けることはできません。

所定の確認資料とは下記のものを行います。ただし、既にいずれかの割引の適用を受けている場合は、当該住宅に関わる保険証券等(写)を確認資料とすることができます。

**免震建築物割引・耐震等級割引**  
 建設住宅性能評価書(写)(未交付の場合は設計住宅性能評価書(写))、耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。)

**耐震診断割引**  
 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)、耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書)

**建築年割引**  
 建物登記簿謄本(写)、建物登記簿権利証(写)、建築確認書(写)、検査済証(写)等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等(国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など)が発行する書類(写)

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域に所在する建物または家財については地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

## ご契約時にご確認いただきたいこと

### 1 保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など(明記物件といえます。)、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されていなければ補償されません。※詳しくは10ページをご参照ください。

### 2 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

「安心あっとホーム」でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅(共同住宅\*1を含みます。)、併用住宅\*2です。住居部分のない専用店舗・事務所等はご契約できません。

\*1 共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。

\*2 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。



### 3 保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

### 4 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載する必要があります。

### 5 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

「安心あっとホーム」の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

**以下の1.または2.の条件に合致する場合はご注意ください。**

1 木造建物であっても以下の①~③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。

①耐火建築物 ②準耐火建築物 ③省令準耐火建築物  
 上記に該当する場合は、所定の確認資料が必要となります。

2 H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認資料が必要となります。

- M構造**  
 1.下記の(a)~(d)のいずれかに該当する共同住宅  
 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物 (d)石造建物  
 2.耐火建築物の共同住宅
- T構造**  
 1.下記の(a)~(d)のいずれかに該当する共同住宅以外の建物  
 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物 (d)石造建物  
 2.鉄骨造建物(耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建築物に該当する場合は除きます。)
- H構造**  
 3.耐火建築物(共同住宅以外) 4.準耐火建築物 5.省令準耐火建築物  
 M構造およびT構造に該当しない建物

### 6 保険の対象の保険金額の設定について ※詳しくは10ページの「保険金額の設定方法」をご参照ください。

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

- 1.建物の保険金額**  
 保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行い、お客さまと保険会社との間で「協定再調達価額」を取り決めます。保険金額の設定は「協定再調達価額」の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、「協定再調達価額」の10%未満の額を保険金額とすることはできません。
- 2.家財の保険金額**  
 保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行います。再調達価額の目安については、9ページの「標準的な家庭の家財価額表」を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。
- 3.明記物件の保険金額**  
 明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価額を基準に算出します。

### 7 他の保険契約がある場合について

他の保険契約(共済契約を含みます。)\*がある場合には必ずお申し出ください。ご契約にあたっては、他の保険契約(共済契約を含みます。)\*とあわせて再調達価額に過不足なく保険金額をお決めください。

## ご契約後にご注意いただきたいこと ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、代理店または保険会社までご連絡ください。特に以下の①~⑨までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ①建物の構造・用途の変更 ②保険の対象の移転 ③住居部分がなくなった ④建物内の職業・作業規模の変更 ⑤面積の変更 ⑥施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) ⑦保険の対象の譲渡/保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約が失効しますのでご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。⑧ご契約者の住所・通知先変更/保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、ご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。⑨上記以外の変更/上記以外の変更をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

**ご通知をいただいた後の契約の取扱い**  
 左記通知をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますのでご注意ください。  
 ア日本国外に保険の対象が移転した場合  
 イ住居部分がなくなった場合



| 補償の種類  | 保険金をお支払いする場合  | お支払いする保険金   | 保険金をお支払いできない主な場合等   |     |                  |      |          |                         |  |
|--|---|---|---|-----|------------------|------|----------|-------------------------|--|
| <b>①火災</b><br><b>②落雷</b><br><b>③破裂・爆発</b>      | 火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合   | <b>建物</b> .....<br>次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。  | 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。   |     |                  |      |          |                         |  |
| <b>④風災、ひょう災、雪災</b>                             | 風災、ひょう災または雪災によって保険の対象が損害を受けた場合(洪水、高潮等を除きます。) 雨、雪、ひょうまたは砂塵(じん)の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた場合に限ります。   | $\text{損害額}^{\ast} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$   | ①ご契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反<br>②家財の置き忘れまたは紛失<br>③家財が建物外にある間に生じた事故<br>④運送業者等に託されている間に生じた事故<br>⑤戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動<br>⑥地震・噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金については、保険金をお支払いします。)<br>⑦核燃料物質に起因する事故  |     |                  |      |          |                         |  |
| <b>⑤水災</b><br>(台風、暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ等による損害) | 損害の状況が次の(1)または(2)のいずれかに該当する損害を受けた場合<br>(1)建物の協定再調達価額または家財の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合<br>(2)床上浸水*を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合<br>※居住の用に供する部分の床(土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。   | ※損害額とは再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度)<br>建物のみが保険の対象である場合は、⑨の通貨、預貯金証書等の盗難は補償されません。  | ⑧地震・噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金については、保険金をお支払いします。)<br>⑨核燃料物質に起因する事故   |     |                  |      |          |                         |  |
| <b>⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊等</b>                 | 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合   | $\text{損害額}^{\ast} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$   | 上記①から⑦のほか、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、⑩の「不測かつ突発的な事故」の損害保険金をお支払いできません。<br>①差押え等公権力の行使に起因する損害<br>②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。<br>③保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害<br>④不測かつ突発的な外来の事故でない電気的事故または機械的故障に起因する損害<br>⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害<br>⑥土地の沈下・隆起等に起因する損害<br>⑦保険の対象のすり傷、かき傷、塗料等の外観上の損傷<br>⑧義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害<br>⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。<br>⑩楽器の音色または音質の変化<br>⑪風、雨、ひょうもしくは砂塵(じん)の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害<br>⑫携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害<br>⑬携帯電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。)およびこれらの付属品について生じた損害<br>⑭電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。<br>⑮動物または植物について生じた損害 |     |                  |      |          |                         |  |
| <b>⑦水濡れ</b>                                    | 次の(1)または(2)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水などによって損害を受けた場合<br>(1)給排水設備に生じた事故。ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。<br>(2)被保険者(保険の補償を受けられる方)以外の方が占有する戸室で生じた事故   | ※損害額とは再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度)<br>明記物件の盗難の場合は1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。   |   |     |                  |      |          |                         |  |
| <b>⑧騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴力行為</b>                  | 騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合  | 通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに下表の金額を限度として、損害額を支払います。   |   |     |                  |      |          |                         |  |
| <b>⑨盗難</b>                                     | (1)建物、家財の盗難によって生じた盗取、損傷、汚損<br>(2)通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難(保険の対象を家財とした場合)<br>●盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含まれます。ただし、(2)の場合には、その再調達価額を限度とします。<br>●預貯金証書の盗難による損害は、次の(ア)から(ウ)が条件となります。<br>(ア)ご契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先宛に被害の届出をしたこと<br>(イ)盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと<br>(ウ)ご契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table> | 事故の種類   | 限度額 | 通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難 | 20万円 | 預貯金証書の盗難 | 200万円または家財の保険金額のいずれか低い額 |  |
| 事故の種類  | 限度額   |   |   |     |                  |      |          |                         |  |
| 通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難                               | 20万円  |   |   |     |                  |      |          |                         |  |
| 預貯金証書の盗難                                       | 200万円または家財の保険金額のいずれか低い額   |   |   |     |                  |      |          |                         |  |
| <b>⑩不測かつ突発的な事故</b>                             | ①から⑨を除き、保険の対象が損害を受けた場合<br>ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊を除きます。  |   |   |     |                  |      |          |                         |  |
| <b>⑪臨時費用</b>                                   | ①から⑩の損害保険金が支払われる場合<br>(臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。)  | ア. 損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。<br>イ. 臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金をお支払いします。   |   |     |                  |      |          |                         |  |

基本契約／損害保険金

| 補償の種類                                      | 保険金をお支払いする場合  | お支払いする保険金  | 保険金をお支払いできない主な場合等   |
|--|---|--|---|
| <b>⑫損害防止費用</b>                             | ①から③の事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合  | 消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理費用または再取得費用、消火活動のために緊急に投入された人員または機材にかかわる費用(謝礼等は除きます。)  | ⑯自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害(125cc超のバイクおよび自動車については保険の対象ではありません。)<br>⑰保険の対象の自然の消耗・劣化・性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害<br>⑱保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた事故を除きます。 |
| <b>⑬残存物取片づけ費用</b>                          | ①から⑩の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合  | ア. 損害保険金の10%を限度に、残存物取片づけ費用の額をお支払いします。<br>イ. 残存物取片づけ費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。   |   |
| <b>⑭地震火災費用</b>                             | 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象が損害を受け、建物が半焼(*1)以上または家財が全焼(*2)となった場合<br>(*1)建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合<br>(*2)家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合(明記物件は含みません。) | ア. 次の算式によって算出した額をお支払いします。保険金額×支払割合(5%)=地震火災費用保険金の額<br>イ. アの場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。   |   |
| <b>⑮水道管修理費用</b><br>※保険の対象が家財のみの場合は補償されません。 | 専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理した場合(パッキングのみに生じた損壊を除きます。)ただし、区分所有建物の共有部分の専用水道管にかかわる修理費用はお支払いできません。   | 1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度に、水道管修理費用をお支払いします。  |   |
| <b>⑯個人賠償責任特約(国内外補償・示談代行なし)</b>             | 被保険者(保険の補償を受けられる方:被保険者本人、被保険者本人の配偶者またはその「同居の親族および別居の未婚の子」)が、日本国内外で次の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合<br>①保険証券記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故<br>②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故                                       | 次の①および②を保険証券記載のこの特約の保険金額を限度にお支払いします。<br>①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金<br>②被保険者が支出した次のアからオまでの費用<br>ア. 損害防止費用<br>イ. 権利保全行使費用<br>ウ. 緊急措置費用<br>エ. 保険会社による解決費用<br>オ. 損害賠償解決費用 | 次の場合には、保険金をお支払いできません。<br>①被保険者と同居の親族に対するもの<br>②被保険者の職務遂行に直接起因するもの<br>③被保険者の心神喪失に起因するもの<br>④自動車、バイク等の所有、使用または管理に起因するもの   |
| <b>⑰類焼損害特約</b>                             | 火災、破裂または爆発によって、類焼補償対象となる近隣の住宅建物および家財に損害を与えた場合   | 類焼補償の対象となる近隣の住宅建物および家財の損害額(再調達価額を基準として算出します。)を1億円を限度にお支払いします。(保険期間を通じて1億円が限度となります。ただし、長期契約の場合は、各契約年度1年間ごとに1億円が限度となります。)  | 次の場合には、保険金をお支払いできません。<br>①保険契約者、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意<br>②類焼補償被保険者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反<br>③煙損害または臭気付着の損害  |
| <b>⑱携行品損害特約(国内外補償)</b>                     | 保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外で、被保険者(保険の補償を受けられる方:被保険者本人、被保険者本人の配偶者またはその「同居の親族および別居の未婚の子」)が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合   | 損害額-1万円(自己負担額)<br>(契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度とします。)<br>※通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき20万円または保険金額のいずれか低い額が限度となります。  | 次の場合には、保険金をお支払いできません。<br>①保険の対象の置き忘れや紛失の場合<br>②保険の対象のすり傷、かき傷等の単なる外観の損傷で保険の対象の機能に支障をきたさない損害等   |
| <b>⑲施設賠償責任特約(示談代行なし)</b>                   | 被保険者が日本国内で次の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合<br>①被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故<br>②被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故  | 次の①および②を保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。<br>①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金<br>②被保険者が支出した次のアからオまでの費用<br>ア. 損害防止費用<br>イ. 権利保全行使費用<br>ウ. 緊急措置費用<br>エ. 保険会社による解決費用<br>オ. 損害賠償解決費用      | 次の場合には、保険金をお支払いできません。<br>①被保険者と同居の親族に対するもの<br>②被保険者の業務に従事中的使用人が被った身体の障害に対するもの<br>③施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因するもの<br>④自動車、バイク等の所有、使用または管理に起因するもの  |
| <b>⑳家賃収入特約</b>                             | 主契約で補償対象となる事故(左記「補償の種類」の①から⑩までのうち、主契約で補償を選択している事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合   | 復旧期間内(約定復旧期間を限度)に生じた家賃の損失額。(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度とします。)  | 次の場合には保険金をお支払いできません。<br>●主契約の補償対象ではない事故を原因として生じた家賃収入の損失   |

基本契約／費用保険金

特約

※詳細については約款をご確認ください。



## ご注意ください

### 債務者集団扱の場合

債務者集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および保険の対象がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

| 保険契約者 | 住宅ローン等の債務者の方 |  |
|-------|--------------|--|
| 保険の対象 | 建物*          | 住宅ローン等により取得した建物、または抵当権設定等の債権保全措置が講じられた建物 |
|       | 家財           | 上記建物に収容されている家財                           |

\*事業専用の建物については、ご契約いただくことができません。

### 金融機関が代理店となる場合

- 金融機関が代理店となる場合、この保険契約のお申込みの有無が、金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 個人用火災総合保険は損害保険であり預金等ではありません。したがって、預金保険の対象ではありません。また、保険解約等において払込済保険料の返金は保証されておりません。

### 代理店について

代理店は保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては保険会社と直接契約されたものとなります。

### 万一事故にあわれたら

- 万一事故が発生したときは、遅滞なく、保険会社または代理店までご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。
- 賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず保険会社とご相談のうえ、交渉をおすすめください。

### 保険金お支払後の保険契約について

- 損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約はその損害が発生したときに終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は失効します。
- 1回の事故につきお支払いした損害保険金が保険金額の80%を超えない場合には、このご契約の保険金額は自動的に復元し減額されることはありません。

### 引受保険会社が破綻した場合は

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 火災保険については、ご契約者が個人・小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。\*)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- 補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返戻金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返戻金の全額が補償されます。
- 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては代理店または保険会社までお問い合わせください。

### 保険証券について

保険証券(質権設定契約の場合には保険証券(写))は大切に保管してください。また、保険証券(質権設定契約の場合には保険証券(写))添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券(質権設定契約の場合には保険証券(写))が届かない場合には、保険会社にご照会ください。

### 共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

### 代理請求制度について

～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください～

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいらない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により保険会社に申請いただき、保険会社の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

### 個人情報の取扱いについて

保険会社は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等保険会社の取扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、保険会社のホームページ(<http://www.kyoeikasai.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。また、代理店または保険会社営業店までお問い合わせください。

### クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。なお、次のご契約はクーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

| クーリングオフができないご契約             |
|-----------------------------|
| ① 保険期間(ご契約期間)が1年以内のご契約      |
| ② 営業または事業のためのご契約            |
| ③ 法人または社団・財団等が締結したご契約       |
| ④ 質権が設定されたご契約               |
| ⑤ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 |

\*「重要事項説明書」をお渡ししますので、内容を十分ご確認ください。

|                   |            |                                   |                   |                                      |
|-------------------|------------|-----------------------------------|-------------------|--------------------------------------|
| お客さま用<br>ダイヤルサービス | 事故のご連絡について | 事故が起こった場合は、すみやかにご連絡ください。          | その他<br>お問い合わせについて | 契約内容・商品説明などは、下記にご連絡ください。             |
|                   |            | 通話料無料 0120-494-599<br>[24時間・365日] |                   | 通話料無料 0120-284-506<br>[平日9:00~18:00] |

- このパンフレットは「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点については、代理店または保険会社にお問い合わせください。
- ご契約者以外に保険の補償を受けられる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ご契約の際には保険申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。事実と相違している場合には保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。
- 約款冊子の内容は保険会社ホームページでご覧いただけます。

### ネットで約款!

地球環境を守るため、  
あなたもエコしませんか?  
<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>

<引受保険会社>

## 共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL: (03)3504-0131 (代)  
ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

<取扱代理店>